

資料 2

住民基本台帳法施行令
及び住民基本台帳法
施行規則の一部改正に
ついて

住民基本台帳法施行令及び住民基本台帳法施行規則の一部改正について

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「改正法」という。)の施行に伴う、住民基本台帳法施行令及び住民基本台帳法施行規則の一部改正について、平成22年10月19日から11月18日までパブリックコメントを実施。

外国人住民関係の改正概要

(政令)

- ①外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合、②転入、転居等の届出時に、外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合、③外国人住民に交付される住民基本台帳カードの有効期間等について規定する。
- 附則において、仮住民票に関して必要な事項を規定する。

(省令)

- 在留カードに代わる書類、中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例等について規定する。

外国人住民関係の規定に係る施行日

原則・・・入管法等改正法(※)の施行の日(平成24年7月15日までの間で政令で定める日)
仮住民票関係の規定・・・公布の日

※出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)